

令和 2 年 度

定期監査等結果報告書

(総 務 課)

豊前市監査委員

1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和元年豊前市監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

2. 監査等の種類

定期監査

3. 監査の対象、範囲

(1) 対象 総務課

(2) 範囲 令和2年4月1日から令和2年9月30日までに執行された財務事務並びにその他の事務の執行状況

4. 監査等の着眼点

(1) 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(2) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

(3) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

(4) リスク管理体制（チェック体制）の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。

(5) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

(6) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

(1) 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局

(2) 日 程 ア. 概要説明 令和2年11月11日

イ. 講 評 令和2年11月25日

(3) 期 間 令和2年10月13日 ～ 令和2年11月25日まで

7. 監査の結果

総務課における財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 公金取扱事務の適正管理について

市長交際費や災害義援金等の現金取扱に関して、現金の取り扱いを複数人で対応していることが確認できない事項が見受けられた。

平成30年2月2日豊前市公金横領事案に係る再発防止策検討委員会が発出した「公金取扱事務の改善報告について」に添付された公金取扱事務の留意点を徹底し、適正管理に努められたい。

2. 補助金の適正管理について

補助金額の確定、事業内容及び事業効果に関する審査は交付対象団体から実績報告書が提出されることにより行われるものである。

しかし、この実績報告書の支出経費に補助金の使途内訳が不明瞭なものが見受けられた。今後は昨年度末に制定された補助金交付要綱を遵守し、補助金の使途内訳や活動内容などについて実績報告書を精査し、適正な補助金額について検討されたい。

3. 備品の有効活用について

無人航空機（通称ドローン）に関して、管理する部署のみで使用するのではなく、全庁的に使用できる体制を整え、費用対効果を高める努力を行うべく、無人航空機の有効活用を図られたい。

防災行政無線戸別受信機に関して、約2,100台が配布されていない状況である。受け取られていない市民の方に対して様々な方法で周知を行い、防災行政無線戸別受信機の有効活用を図られたい。

災害時用備蓄食料に関して、賞味期限切れとなった備蓄食料が見受けられた。食品ロス削減の観点からも、災害時用備蓄食料の更新に当たっては、管理台帳を活用し賞味期限切れとなる前にフードバンクへの提供を行うなど、災害時用備蓄食料の有効活用を図られたい。